２４ 日 獣 発 第 ７６ 号
平 成 24 年 6 月 15 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

中国における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、平成24年6月8日付け24消安第1287号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、これまで「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成23年9月26日付け23日獣発第208号）を始めとする累次の通知により、中国を始めとした我が国の近隣諸国における高病原性鳥インフルエンザの発生について、畜産関係者等への指導の徹底を依頼し、農林水産省ホームページ等において各国の当該疾病の発生状況等を通知してきたところですが、今般、①中国当局から国際獣疫事務局（OIE）に対し、本年6月5日に甘粛省の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨の通報があったこと、②このような状況を踏まえ、農場段階においても、引き続き本病ウイルスの侵入防止に万全を期する必要があること、ついては、③「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）第２の２に留意の上、引き続き本病に関する注意喚起及び家畜伝染病予防法第12条の３に基づく飼養衛生管理基準の遵守等について、畜産関係者等への指導の徹底を依頼したい旨、各都道府県畜産主務部長宛てに通知したので、あわせて本会にその旨了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

なお、高病原性鳥インフルエンザの発生状況は別添のとおりですが、中国のみならず、台湾、カンボジア等においては、引き続き発生が認められており、海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の必要な情報について、下記の農林水産省ホームページ等を通じて積極的に公表していくので、活用いただきたい旨、あわせて通知されています。

記

＜農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報＞

ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

以上

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

24消安第1287号
平成24年6月8日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24.6.12
第142号

写

24消安第1287号
平成24年6月8日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

中国における高病原性鳥インフルエンザの発生については、これまでにも、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成23年９月12日付け23消安第3135号農林水産省消費・安全局長通知）を始めとする累次の通知により畜産関係者等への指導の徹底をお願いしてきたほか、当省ホームページ等においてその発生状況等をお知らせしてきたところです。

今般、中国当局から国際獣疫事務局（OIE）に対し、本年６月５日に甘粛省の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨の通報がありました。その詳細及び近隣アジア諸国における発生状況は別添のとおりですが、中国のみならず、台湾、カンボジア等においては、引き続き発生が認められています。

我が国への渡り鳥の飛来はおおむね終了しているものの、我が国への本病ウイルスの侵入経路は、渡り鳥だけではなく、人や物を介した経路等の可能性も否定できません。このような状況を踏まえ、水際検疫については、渡航者への注意喚起や入国者への質問、靴底消毒、検疫探知犬等を活用した携帯品検査等を行っているところですが、農場段階においても、引き続き、本病ウイルスの侵入防止に万全を期する必要があります。

つきましては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月１日農林水産大臣公表）第２の２に御留意の上、別添の発生状況地図等を適宜御活用いただき、引き続き、本病のに関する注意喚起及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の３に基づく飼養衛生管理基準の遵守等について畜産関係者等への指導の徹底をお願いいたします。

なお、海外における高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況等の必要な情報については、今後も当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、御活用いただきますようお願いいたします。

＜農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報＞
ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

【OIE情報】中国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生について

平成２４年６月７日
動　物　衛　生　課

中国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の新たな発生について、ＯＩＥへ報告（6/6）がありましたのでお知らせいたします。

出典：OIEホームページ
http://web.oie.int/wahis/public.php?page=single_report&pop=1&reportid=12019

【概要】
・発生数：１件
・発生日：2012年6月1日
・確定日：2012年6月5日
・ＯＩＥへの報告日：2012年6月6日
・血清型：H5N1

【発生状況】
・発生場所：　甘粛省白銀市景泰県

【動物種】	【飼育羽数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
家きん	18,460	6,200	260	18,200	0

【診断】
・診断施設：中国農業科学院　ハルビン獣医研究所（OIEリファレンスラボラトリー）
・赤血球凝集抑制試験、静脈内接種指標（IVPI）試験、RT-PCR：いずれも陽性

【感染源】
不明または調査中

【対応】
・淘汰
・隔離
・国内における移動制限
・スクリーニング
・ゾーニング
・施設等の消毒
・ワクチン接種禁止
・患畜を治療対象としない

【高病原性(H5N1)発生場所地図(昨年末(2011年12月)以降)】

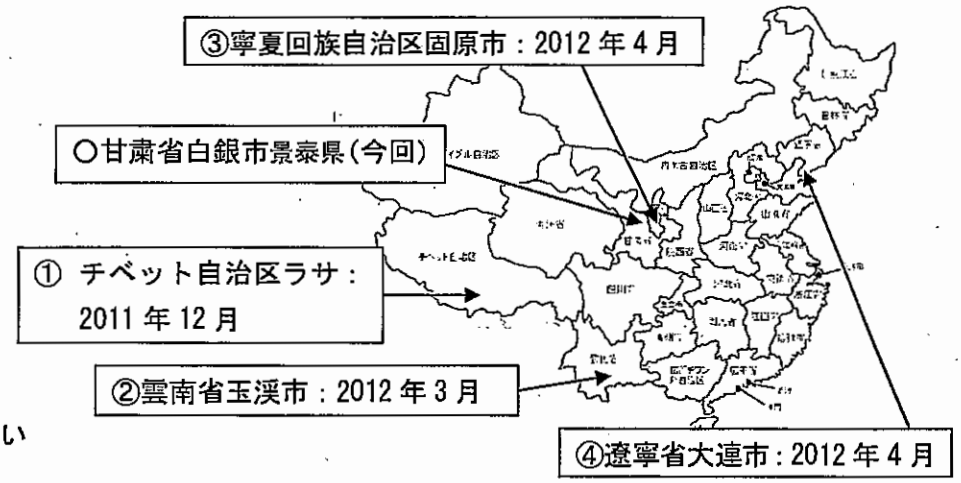

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況

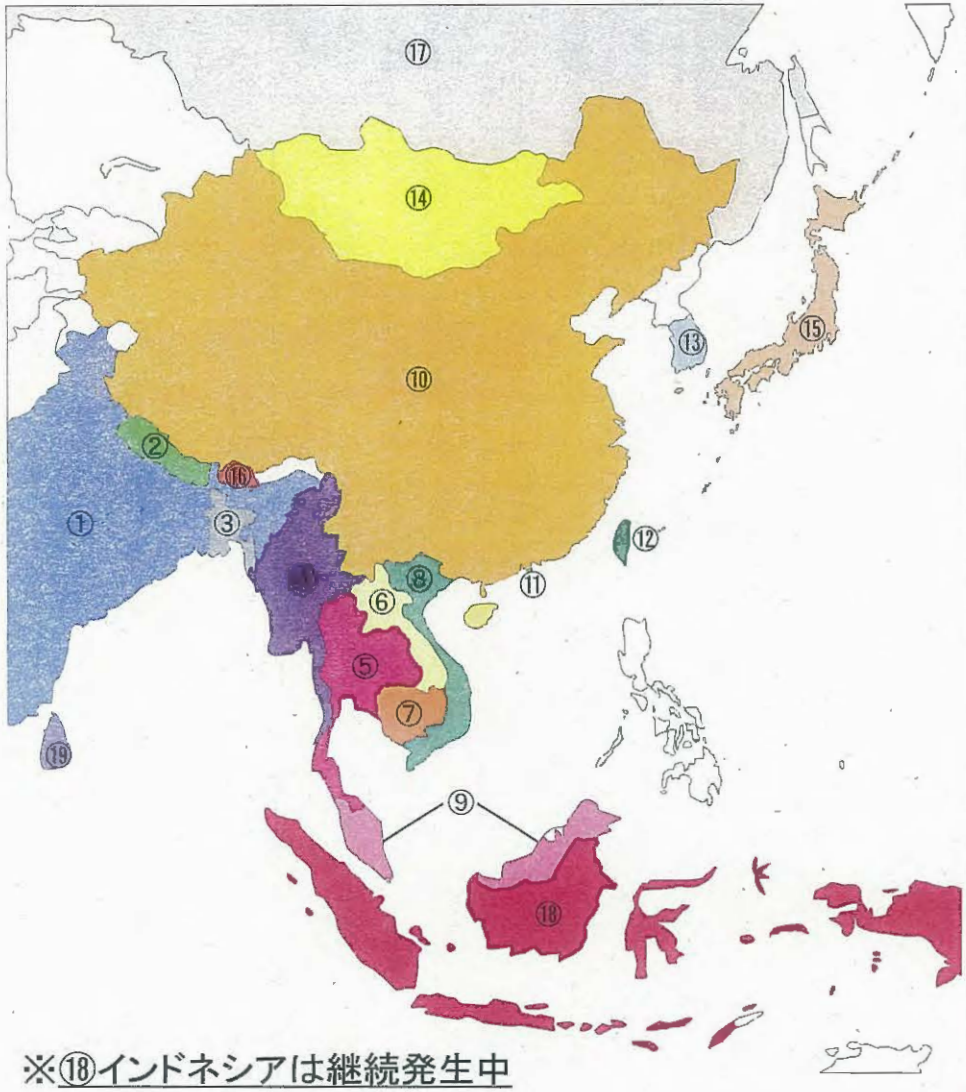

※⑱インドネシアは継続発生中

出典：OIE WAHID 他

2012年6月7日現在

		①インド	②ネパール	③バングラディシュ	④ミャンマー	⑤タイ	⑥ラオス	⑦カンボジア	⑧ベトナム	⑨マレーシア	⑩中国	⑪香港	⑫台湾	⑬韓国	⑭モンゴル	⑮日本	⑯ブータン	⑰ロシア	⑲スリランカ
2011年	1月			●赤	●赤			●赤				▲赤		●赤●黒▲赤		●赤▲赤			
	2月	●赤		●赤	●赤				●赤			●赤▲赤		●赤		●赤▲赤			
	3月	●赤		●赤	●赤				●赤			●赤	●黒	●赤		●赤▲赤			
	4月			●赤					●赤				●黒	●赤	▲赤	▲赤			
	5月			●赤					●赤				●黒	●赤					
	6月			●赤															
	7月							●赤▲赤	●赤										
	8月	●赤		●赤				●赤	●赤										
	9月	●赤		●赤															
	10月	▲赤							●赤										
	11月		●赤					●赤					●黒●赤			▲黒			
	12月			●赤							●赤	●赤▲赤					●赤		
2012年	1月	●赤▲赤	●赤▲赤	●赤					●赤			▲赤					●赤		●黒
	2月	●赤	●赤	●赤	●赤				●赤			▲赤	●赤●黒			▲黒	●赤		
	3月	●赤	●赤	●赤	●赤						●赤	▲赤	●赤●黒				●赤		
	4月	●赤		●赤							●赤	▲赤	●黒				●赤		
	5月							●赤					●赤						
	6月										●赤								

家きん● 野鳥▲（赤：高病原性鳥インフルエンザ、黒：低病原性鳥インフルエンザ）

※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては確認可能な日本のみ記載

中国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生状況（2007年1月～）

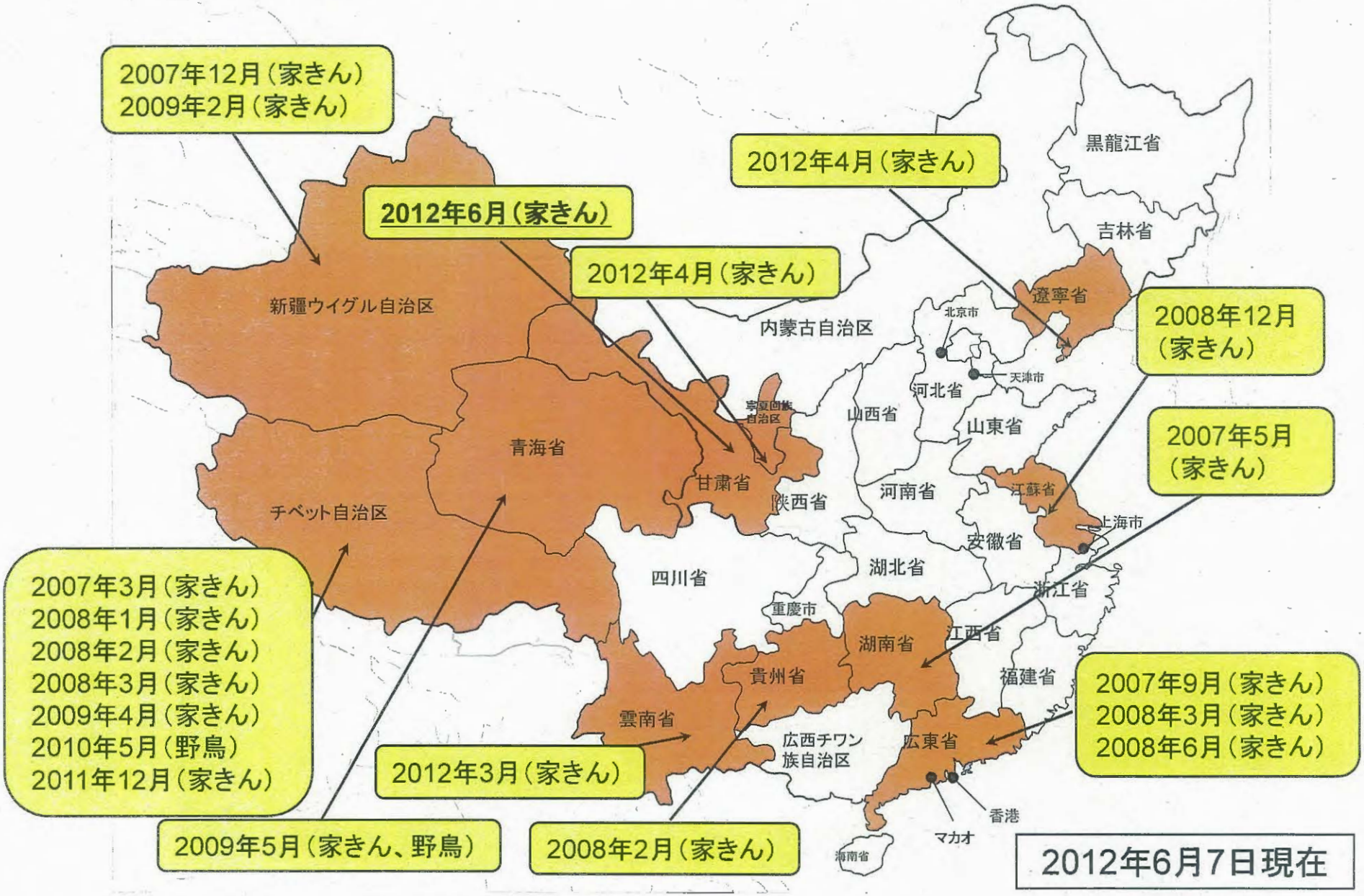

※更新点：甘粛省における高病原性H5N1の発生（感染確認日：2012年6月5日）

※出典：OIE他